

居宅介護支援重要事項説明書

令和7年4月1日

1 サービスの相談窓口

電 話 番 号	0838-56-0003
窓 口 担 当 者	森永 江里子

2 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事 業 所 名	あさひ居宅介護支援事業所
所 在 地	山口県萩市佐々並2494番地 1
事業者指定番号	第3578100103
サービス提供地域	萩市 佐々並・明木地区

3 事業所の職員体制

	氏 名	常勤	非常勤	計	資格・業務内容
介護支援専門員	森永 江里子	1		1	看護師
介護支援専門員	白 上 宏 枝		1	1	社会福祉士

4 サービス提供の時間帯

平 日	午前8時30分～午後5時30分
土 曜 日	午前8時30分～12時30分
営業しない日	日曜日・祝日・盆・年末年始

5 利 用 料 金

要介護認定・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担は、ありません。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により 支援事業者へ直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合利用者は法で定められた額の利用料を支払い、支援事業者は領収書を発行します。領収書を後日、福祉事務所の窓口に提出しますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

6 交 通 費

通常の事業の実施地域への交通費については、無料です。

7 キャンセル料

利用者はいつでも契約を解消することができ、一切料金はかかりません。

8 そ の 他

要介護認定申請代行費、記録の複写費用などをいただくことがあります。

9 居宅介護支援事業の目的

介護支援専門員が要介護状態または要支援にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

10 医療法人 雄樹会 の運営方針

要介護者の心身の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス、及び福祉サービスを利用できるように配慮し、要介護者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

11 事故発生時の対応

当所の行う介護支援サービスの提供にあたって、事故が発生した場合はすみやかに、後見人・家族・身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

当所は、損害保険ジャパンの居宅介護事業者賠償責任保険に加入しています。

居宅介護支援重要事項説明書

12 サービス内容に関する苦情の連絡先

0838-56-0003	あさひ居宅介護支援事業所	森永 江里子
萩市介護保険課	0838-25-3131	国保連合会 083-995-1010

受け付けられた苦情は、インシデント・レポートで病院安全管理委員会に報告されます。

13 支援事業者の概要

名称・法人種別	医療法人 雄樹会
代 表 者 名	理事長 丘 茂樹
本社所在地・連絡先	山口市中河原町2番14号 083-925-1100

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

「 支 援 事 業 者 」

住 所	山口県萩市佐々並2494番地1	
名 称	あさひ居宅介護支援事業所	
代表者名	管理者 森永 江里子	印
指定番号	第3578100103	

「 説 明 者 」

所 属	あさひ居宅介護支援事業所	
氏 名		印

私は、本書面により、サービス事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者及びその家族の個人情報について、介護サービス計画作成とその為のアセスメント実施、サービス担当者会議(主治医、利用者、家族、各介護サービス提供事業所の担当者利用者の住所地にかかわる民生委員、介護支援専門員等で集まって行う相談会)の開催、事例検討会(萩市で開かれる担当者の研修会等。事例検討会の場合は、個人情報の内容は作り変えて個人情報としない内容にして提出します)などに限定して使用することに同意します。その場合、居宅介護支援事業所内だけでなく、利用者様のサービスにかかわる介護サービス各事業所にも個人情報が提供されることに同意します。

「 利 用 者 」

住 所		
氏 名		印

「利用者代理人(選任した場合)」

「家 族」

続柄 ()

住 所		
氏 名		印

利用者の方へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書と一緒に大切に保管して下さい。